

令和4年第5回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和4年11月22日（火）

江東区教育委員会

令和4年第5回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和4年11月22日（火）午後2時00分
- 2 閉会年月日 令和4年11月22日（火）午後3時35分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、眞貝裕利子（教育長職務代理者）、
本田和恵、安部敏啓、鈴木清人
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、
飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、
笠間地域教育課長、棚瀬江東図書館長

6 報告事項

- （1）ヤングケアラー実態調査及び研修事業の実施について
- （2）令和5年度新1・7年生の学校選択一次結果について
- （3）令和5年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応について
- （4）令和4年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果報告書について
- （5）令和3年度児童生徒の不登校、いじめの状況について
- （6）令和4年度江東きつずクラブ保護者アンケート実施結果について

7 協議事項

- （1）令和5年度学校用務業務の委託実施校について
- （2）江東区立学校感染症予防ガイドラインについて
- （3）ブリッジスクール東大島教室の移転について
- （4）図書サービスコーナーの整備について

8 追加議事案件

議案第32号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第33号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

9 審議概要

本多教育長 ただいまより、令和4年第5回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議について傍聴したい旨、1名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴

人を入室させてください。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。眞貝委員、本田委員にお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告事項1 ヤングケアラー実態調査及び研修事業の実施についてを事務局より説明願います。

庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 それでは、報告事項1 ヤングケアラー実態調査及び研修事業の実施について御説明をいたします。資料1をお願いいたします。

まず背景及び目的でございます。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるこれがヤングケアラーというところなんですけども、こちらが近年、問題となってきたでございます。国におきましては令和3年にヤングケアラー支援連携プロジェクトというものを立ち上げまして、その中でヤングケアラーの課題について話し合い、議論がなされまして、その結論といたしまして、地方自治体での実態把握ですとか、関係機関の研修、こういうところが不十分であるというような結論が出されました。これを受けまして、国が令和4年度、今年度の自治体向けのヤングケアラー支援事業へ財政支援を行うという形となったところでございます。区でもヤングケアラーにつきましては喫緊の課題と考えてございまして、今般の国の補助事業を活用し、区内の実態調査及び研修事業を実施し、今後の体制強化を図っていくということとしたものでございます。

それではまず実態調査でございます。

調査対象につきましては、小学生については4年以上、中学生については全学年の区立小中学校・義務教育学校に在籍する児童生徒、それと区内に住民登録のある16歳から18歳の高校生等世代とさせていただきます。

調査方法につきましてはインターネット調査とし、小中学校・義務教育学校の児童生徒につきましては、1人1台端末を使用し、原則、学校内で実施。高校生世代等につきましては郵送によるインターネット調査の依頼を行うというものでございます。また小中学校・義務教育学校の児童生徒につきましては、学校内で実施することから、プライバシーの保護の観点から、回答内容によって時間差が生じないようにするなどの配慮を行ってまいります。

調査内容でございますが、過去に国が実施した調査項目を基本に生活実態や家族の世話の状況などに関する項目で、2の(3)①から④に記載の内容といたしまして、現在、具体的な設問につきましては検討しているところでございます。

実施時期につきましては、来年の1月中旬から2月中旬に調査、3月

中に集計報告書の作成を行うものとしてございます。

2 ページをお願いいたします。次に研修事業でございます。

対象者は区立小中学校・義務教育学校の全教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、きつずクラブ職員など、日常的にこどもに関わっている職員を検討してございます。

実施方法及び研修内容につきましては、外部講師を招いてのヤングケアラーに関する基礎知識と支援の方向性についての講義で、対面式、オンライン配信のほか、対面式の当日の画像を収録いたしまして、こちらを配信するものを視聴するという形での研修の形態としてまいります。

実施時期につきましては、対面式を1月下旬、動画の配信を2月から3月までやるという形で、全教員が受講できるような態勢を整えてまいりたいと考えてございます。また研修受講のアンケートと一緒に、教員の方が把握しているヤングケアラーの実情に係る調査を併せて実施する予定でございます。

なお、本事業につきましては、区のこども部署の所管でございますが、調査対象、研修対象が教育委員会中心となっているということから、区長部局からの執行委任により、教育委員会を実施するという形を取っているものでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑を願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明をありがとうございます。2点ほど教えてください。

1点目が、この調査対象ですね。小学校の4年生から6年生である理由を教えてください。

もう一つが研修についてなんですが、研修の時間とか、日数とか、その単位ですね。3時間を2日に分けてやるとか、例えばですけれども、そういうものですとか、講師は具体的にどういう方なのかというものです。あと、この研修方法というのは、これは区独自として検討されているということか、教えていただけないでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 まず調査対象の4から6年生の理由というところでございますが、国の調査も4年生からというところで、まずはそこを合わせるというのが一つと、やっぱり1年生から3年生までというのは逆にケアされる立場の場合が多いというような想定をしてございまして、今回は国との調査の中で地方自治体の実情を把握するということも主眼になっていますので、今回は4から6年生としたというところでございます。ちなみに

他区の状況等を見ましても、4から6年生のところが大半、場合によっては1年生から全部というところもありますけれども、ここが中心なのかなというふうに考えてございます。

また研修事業につきましては、おおむね1時間から1時間半程度の時間での研修という形を想定しまして、現在、外部講師につきましては、ヤングケアラーを専門に扱っています大学の教授の方を予定してございます。研修内容については外部講師と今調整中でございますが、基本的には区独自の形をお願いをしたいというところで、まず今回は全ての教員の皆さんに、受けていただきたいというところがございますので、内容については、主に学校での教員のこどもたちの見方ですとか、あとはヤングケアラーの基礎知識というところを基本に考えてございます。

今現在、対面でやるのが1日だけというところがございますので、それでは先生はなかなか受け切れないだろうというところで、今回は収録したものを区の見られる場所に格納して、全員がそれを見ていただいて受講をしていただくという形式で考えているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいですか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
眞貝委員。

眞 貝 委 員 実態調査に関して教育委員会の庶務課が実施するということで、その後の研修に関しても全て教育委員会のほうでやるんですか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 そうです。基本的には、このヤングケアラーの実態調査と研修事業について区長部局から執行委任という形で受けて、教育委員会事務局、いわゆる我々庶務課がまとめてやっていくというところでございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

眞 貝 委 員 はい。

本 多 教 育 長 様々にありますけれども、効果的な調査が行えること。それから調査方法のところで一点書いてある、プライバシー保護の観点から回答内容に時間差が生じないようにという部分で、こどもたちが、それぞれ回答

しているときに、一生懸命回答している子だけ長くて分かってしまうようなことに配慮するということで、項目内容も工夫するということです。そこまでいろいろ配慮してやっていくことが大事ななというふうに思っております。しっかりやっていきたいと思えます。

それでは本報告を終了いたします。

続いて報告事項2 令和5年度新1・7年生の学校選択一次結果についてを説明願います。

学務課長。

賀 来 学 務 課 長 それでは資料2を御覧いただければと思います。

1 1月4日に学校選択希望票の受付を終了いたしました。令和5年度新1・7年生の学校選択一次結果について御報告いたします。

1 ページに数値の見方などが記載されておりますが、まず中段のイメージ図を用いて、受入れ可能人数の考え方を御説明させていただきたいと思えます。

図の上のほうに基準人数（F欄）が表示されていますが、これは8月の本委員会で御報告しました各学校の基準学級数に基づく受入れ人数の上限となっております。その下に通学区域内入学予定者数（A欄）とありますが、これはそのまま居住区域内に指定校に入学する予定の方で、右隣の他校選択希望者未決者数（B欄）は、指定校でなく、ほかの学校を希望している方となります。そのため、学校選択受入れ可能人数であるG欄につきましては、B欄の他校選択希望者がどれだけ希望校に入学できるかによって変動するといったことになってございます。B欄の方が全員、他校に入学した場合は、その分、受入れ枠が拡大するので、受入れ可能最大人数（G欄最大値）ですね。逆にB欄のほう全員、他校に入学できなかった場合は、その上の受入れ可能最少人数（G欄最小値）となります。この最大と最小の幅が受入れ可能人数の範囲といったこととなります。

今回の一次結果では、こうして受入れ可能人数を含めて発表していますが、実際のA欄やB欄の方々の中には、後日、私立学校への入学や区外への転出等により辞退される方、反対に転入してくる方もいらっしゃいますので、今後、変動していく数値であるということを御留意いただければと思っております。

それでは一次結果の状況について御説明させていただきます。

2 ページと3 ページが小学校及び義務教育学校前期課程、4 ページが中学校及び後期課程の結果表ですが、2 ページの4 番目、臨海小学校を例に御説明させていただきます。

初めにAの欄、通学区域内入学予定者数は、区域内に居住で、そのまま指定校に入学する予定の方で60名となっています。なお、の中には兄弟のお子さんが在籍しているなど、無抽せんで希望校に入学できる

方も含まれています。次にB欄が他校選択希望者で、臨海小の通学区域内の入学予定者のうち、ほかの学校を選択希望している方が7名いることを示しております。この方々は希望した学校に入学できない場合は指定校である臨海小に通うこととなります。次にCの欄が通学区域外から臨海小を希望した人数で5名となっております。この結果を受け、B欄にはAからCまでの合計、現時点で臨海小に入学する可能性のある人数を72名としております。隣のE欄は、あらかじめ定めた基準学級数3クラス、F欄が基準人数で受入れ人数の上限となります。小学校1年生については35人学級となりますが、その1割相当の3名を共有の受入れ分として差し引き、32名を1クラスとして計上しております。臨海小の場合32名×3クラスで、F欄は96名となります。そして一番右のG欄、先ほどの説明のところですけども、現時点での通学区域外からの受入れ可能人数で、先ほどのイメージ図で御説明をした最大受入れ人数と最小の範囲となります。臨海小は29名から36名となっております。

なお臨海小においては、最小受入れ人数29名よりもC欄の入学希望者数が5名と下回っておりまして、こうした学校については、一次結果公表後、希望校の変更期間中に変更がなければ、二次結果公表時に無抽選で全員が当選となります。臨海小を含めまして、これらの学校にはC欄の人数の横にアスタリスクを表示しております。

また2番目の深川小など、最大受入れ人数も最小受入れ人数もゼロとなっている学校がありますが、こちらについては一次結果の段階では受入れができないことを表していますが、実際にはA欄の中から私立学校や転出等の事態も生じてくるため、特に4ページからの中学校等については、2月の最終繰上げの段階には何名かの受入れは可能になると予測しているところでございます。

また小学校のほうですが、1番の明治小をはじめとしまして、FとGの欄にバー（横棒）がされている学校がありますが、これらの学校については、学区域内児童の増加による収容対策のため、通学区域外からの受入れを行わない学校となっております。

本日の資料は一次結果となっておりますが、二次結果については、変更希望を反映後、11月25日に公表される予定となっております。

今後のスケジュールでございますが、1ページ下段に記載のとおり、12月7日に小学校、8日に中学校等の公開抽せんを実施し、当選者と補欠者を決定します。その後、補欠者については順次受入れ枠が発生次第、繰上げ当選として、小学校では1月19日、中学校では2月17日に最終的な繰上げ結果を公表いたします。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

今後また変更があったりとか、抽せんがあったりしますので、しっかりと取組を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは本報告を終了いたします。

続いて報告事項3 令和5年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応についてを説明願います。

学務課長。

賀 来 学 務 課 長 それでは資料3を御覧願います。

令和5年度の区立幼稚園新入园児募集は、5年度末で反映を予定している、ちどり幼稚園を除く17園で行いました。申込み最終日の結果として、まず上段から中段にかけての4歳児の応募数は、合計欄のとおり、169名で、昨年度211名に比べ42名、マイナス20%の減となっております。

上から2番目と6番目の南陽、豊洲幼稚園については2名と少数になってございますけれども、こちらは3歳児保育実施のため、現3歳児と合わせて4歳児のクラス編成がされることとなっております。また上から3番目の川南幼稚園につきましては応募数が2名となり、5人に満たなかったため、学級編成を行わず、保護者の方々には状況を御説明し、ほかの園を選択していただくということにさせていただいております。川南幼稚園は令和6年度末での廃園予定でありましたが、令和4年、5年と2年続けて学級編成ができる園児が不在となることから、令和5年4月から休園を経まして、令和5年度中に廃園とする予定でございます。

次に下段の3歳児の応募数につきましては、南陽幼稚園が48名、豊洲幼稚園では定員を上回る81名、令和5年度から新たに実施となる、なでしこ幼稚園では30名の応募があり、合計は159名となっております。昨年度との比較では7名の減となっております。豊洲幼稚園の3歳児につきましては11月15日に抽せんを行い、当選者と補欠者を決定しております。また4歳児については全ての園で空きがございますので、11月28日から追加募集を行います。

説明については以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑を願います。よろしいでしょうか。

安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。

明らかにもう4歳児からの保育に限界といいですか、数の減少は顕著かなと思うんですが、何とか先生方も頑張ってくださっていると思うので、3歳児からのというのもいろいろ難しいところはあると思うんですけども、検討していかないと浮いちゃうと言いますかね。園児たちは実際にすごく伸び伸びとやってくださっていて、勉強していることという

のも新しいことだと思っているので、入ってもらうための努力といたしますか、御一緒にできればと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 確かに状況としてはなかなか厳しいところがございます。保育園のほうでも待機児がいよいよゼロになったということで、そういった影響もやはり少なからず受けている印象がございます。

また今回の募集に当たっては、先生方は大変な努力をされております。幼稚園のオンライン説明会だとか、公開、あとは地域への働きかけなど、一生懸命行っていたいただいた結果ではあるかなと思っています。

また減少率については過去何年かよりも落ち着いてきている状況もありますので、そういったところを見ながら、先生方と引き続き努力していけたらと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なでしこ幼稚園が30名ということで、結果が出ています。このところの保育の成果を上げていくことも大事でしょうし、公立幼稚園の質の高い保育をしっかりとPRしていくことも大事かなと思っています。それでは本報告を終了いたします。

続いて報告事項4 令和4年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果報告書についてを説明願います。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和4年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果報告書について御報告いたします。まず資料4を御覧ください。

1、調査の概要について御説明いたします。調査の目的は本区独自の取組である、こうとう学びスタンダードの定着状況を把握し、その結果を基にさらなる授業改善を図ることにあります。

調査は本区の小学校及び義務教育学校前期課程、2年生から中学校及び義務教育学校後期課程の3年生に対して行いました。

今年度より、こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）の定着状況をより詳細に把握できるよう、習得した知識を応用するチャレンジ問題の問題数を多く設定するなど、問題内容を改定し、令和4年4月27日に実施しました。

結果については7月までに学校に返却し、個人面談等の機会を活用するなどして保護者にお渡ししております。その後、詳細な結果を報告書にまとめました。

それでは報告書の構成を初めに説明しますので、参考1となっております報告書の冊子を御覧ください。

まず小学校を例に御説明いたします。小学校及び義務教育学校前期課程の状況についてです。恐れ入ります。冊子8ページの表示があるんですが、その前に、ページがなくて申し訳ないんですけど、8ページから1ページ戻っていただくと、そこに小学校のデータの概要を示しております。

続いて8ページにお戻りください。今年度の定着度調査の平均正答率を示しております。水色の棒グラフが基本的な知識の習得を確認するスタンダード問題であり、ピンク色の棒グラフが習得した知識を活用するチャレンジ問題の平均正答率を示しています。このグラフから、全学年全教科で水色のスタンダード問題の平均正答率がピンク色のチャレンジ問題の正答率を上回っていることが把握できます。

次にアンケート調査です。9ページから36ページまでは、こどもたちへのアンケート調査の結果となっております。

恐れ入ります。11ページを御覧ください。学び方スタンダードにある挨拶についての結果です。2年生から6年生まで9割以上の児童が肯定的に回答していることが分かります。

続いて学年ごとの結果についてです。48ページを御覧ください。こちらは3年生の国語の定着度調査の結果をスタンダード問題、チャレンジ問題別に分けたグラフで表しております。

また49ページには、定着度調査の正答率とアンケート結果とのクロス集計を示しており、学び方スタンダードが定着している児童ほど正答率が高いことが分かります。

次に52ページを御覧ください。このグラフは同一集団の回答状況比較となっております。3年生の児童が2年生だったときにどのような回答をしていたのかが把握でき、同じ集団の変化の状況を見ることができます。

それでは資料4にお戻りください。2の結果の概要について御報告します。

まず小学校及び義務教育学校前期課程の結果の概要です。基礎・基本的な内容の定着を図るスタンダード問題では、国語、算数、英語ともに全ての学年で70%を超える定着度が見られております。中でも国語の2・3年生、算数の2・3・4年生、英語の4・5・6年生では80%を超える定着度が見られております。英語スタンダードでは4・5・6年生において約90%の正答率が見られております。特にスタンダードの項目にある英語で簡単な自己紹介ができますかという質問項目については、肯定的に回答した児童の割合が4年生で約85.5%、5年生が約86.5%、6年生が約91.7%となっております。

次に中学校及び義務教育学校後期課程の結果の概要です。基礎・基本

的な内容の定着を図るスタンダード問題では、国語、数学、英語ともに全ての学年で定着度が60%を超えております。中でも国語の1・2年生、数学の1・2年生では70%を超え、英語の1年生では90%の定着度が見られております。英語スタンダードでは、英語で積極的にコミュニケーションをしていますかや、英語で挨拶や自己紹介ができますかという質問項目について肯定的に回答している生徒の英語の正答率は否定的に回答している生徒の正答率よりも高い定着度が見られております。

資料下段にあります3、定着度調査結果を生かした今後の改善ですが、一人一人の定着状況を基に、主体的な学び、習得した知識の活用を促す授業改善、タブレット端末を活用した主体的・対話的で深い学びの実現、スタンダード強化講師の効果的な活用、個に応じた支援の充実を図り、こうとう学びスタンダードの一層の定着を目指してまいります。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本報告について質疑を願います。
本田委員。

本 田 委 員 目的の1つに授業改善というのがあると思うんですけれども、前回の調査から今回までの間に、大きな授業改善だと思われる教育委員会として何か大きな決め手はありますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 前回と比べて大きく変わったところについては、やはり1人1台端末を活用した授業改善にあるのではないかなというふうに思います。昨年度の調査結果になるかと思いますが、昨年度に入りまして、やはりその活用をすることによって授業が分かりやすくなったとか、あと、より個に応じた指導ができるようになったとか、そういったことが挙げられると思います。
以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 御説明をありがとうございます。
スタンダードは基礎部分、チャレンジは応用というような認識をしておりますけれども、授業において、そのスタンダードをどのぐらい重点的にやっていて、チャレンジに該当するその比率と言うんですか、それはどのぐらいで指導とかを具体的にしているものなんでしょうか。

るいは登校したくてもできない状況にあることを不登校としており、病気を理由とする長期欠席児童生徒は除いています。年間30日の欠席を基準としておりますので、ほとんど学校には来ているが、結果として30日以上欠席をした児童生徒、年度の前半は30日以上欠席が続いたものの、年度の後半は学校復帰を果たした児童生徒、また、ほとんど学校に来ることができていない児童生徒等、不登校児童生徒といっても状況は様々であります。

2、調査結果の概要についてです。不登校児童生徒数は小学校及び義務教育学校前期課程は296人、前年度が231人でしたので、65人の増加となっております。出現率は1.17%で、前年度が0.92%でしたので、0.25ポイントの増加となっております。中学校及び義務教育学校後期課程は449人で、昨年度の399人より50人の増となっております。出現率は5.39%で、前年度の4.96%から0.43ポイントの増となっております。これは全国的な傾向ではありますが、小学校、中学校ともに出現率は過去最高となっております。

学校復帰率ですが、小学校・義務教育学校前期課程では23%、中学校・義務教育学校後期課程では18%となっております。

不登校の要因ですが、小学校・義務教育学校前期課程、中学校・義務教育学校後期課程ともに、無気力、不安が最も多く、次いで多いのは、小学校では家庭に係る状況の親子の関わり方、本人に係る生活リズムの乱れ、あそび、非行、中学校では学校に係るいじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振となっております。要因については複合的な場合も多く、不登校の児童生徒が抱えている問題の複雑化・困難化の傾向があると捉えております。

3、これまでの取組についてです。平成31年3月に江東区不登校総合対策（第2次）を策定し、学校と教育委員会が連携して様々な不登校対策を講じております。本総合対策は、学校における不登校への支援を未然防止、早期支援、学校復帰・自立支援の3つの段階で示しております。具体的な取組としては、まず児童生徒の相談に対応するため、区費のスクールカウンセラーを全校に配置しております。また不登校児童生徒がさらに増えてきている現状を受け、各校の不登校対策担当者を対象にした連絡会をさらに充実させ、不登校の未然防止、早期対応に力を入れております。さらに不登校調査を本区独自で実施しております。今年度からは調査結果を指導主事が分析し、学校へ指導助言を行うことで、不登校傾向の児童生徒への早期対応、各学校の効果的な対応事例の共有にも取り組んでおります。またスクールソーシャルワーカーを積極的に活用した関係機関との連携及び長期欠席児童生徒対応の充実を図っております。教育センターにおける教育相談においても不登校に対する支援を実施しており、指導主事、スクールソーシャルワーカー、心理士等が定期的にケース会議を実施することで、連携した不登校支援を実施して

おります。ブリッジスクールについてですが、以前からありました教育センター教室、東大島教室に次ぐ3つ目の教室として、中学生を対象とした南砂教室を令和2年度に開設しました。昨年度から通室している児童生徒を対象に学習支援アプリを導入するとともに、区費のスクールカウンセラーをそれぞれの教室に配置し、こどもたちや保護者の方の教育相談体制を強化しております。なお、昨年度のブリッジスクールの在籍児童生徒数については、資料掲載のとおり、全体で139名でした。中学校3年生在籍45名のうち、全員が上級の学校に進学いたしました。

4、今後の対応です。不登校のこどもたちへの多様な学びの場の提供等について規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる教育機会確保法が平成28年に公布され、平成29年2月に完全施行となりました。また令和元年10月には文部科学省より、不登校児童生徒への支援の在り方についての通知が出されております。それらでは不登校は問題行動ではないこと、不登校の児童生徒が学校を休むことの必要性、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があること等についても示されております。一方で、このコロナ禍において不登校児童生徒の置かれている状況は多様化しておりますので、こうした状況を踏まえ、現行の江東区不登校総合対策を改定し、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させてまいります。

具体的には、現在3教室で運営しておりますブリッジスクールのそれぞれの教室の特徴を明確化し、不登校児童生徒が支援のニーズに応じて選択できるようにします。またオンラインによる支援を積極的に行っていきます。今後、多様な状況に置かれている不登校児童生徒へ個々のニーズに応じた支援ができるよう、今後も様々な支援の在り方について検討してまいります。

次に、いじめの状況についてです。裏面を御覧ください。

まず、いじめの定義についてですが、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある、ほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外を問わないとなっております。この定義を確実に捉えれば、その子のためを思って好意で行ったことだとしても、受けたこどもが心理的に苦痛を感じてしまえば、いじめとなります。

次に調査結果の概要についてです。いじめの認知件数は小学校・義務教育学校前期課程では3,567件、中学校・義務教育学校後期課程では333件の計3,900件であり、前年度より827件増加しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う約2か月間の

臨時休校等の影響により件数が減少しておりましたが、昨年度は様々な教育活動が再開したことから、人との関わりが増えたことで、いじめの認知件数も再び増加傾向になったと考えられます。また、いじめは、どの学校、そして誰にでも起こり得ることであり、小さいいじめも見逃さず、いじめを認知することをちゅうちょしないよう、繰り返し学校に呼びかけてきた結果であると捉えており、いじめの定義に基づく学校におけるいじめの認知の精度は着実に上がってきていると捉えております。

次に、いじめを解消しているものの割合については、小学校・義務教育学校前期課程では75.7%、中学校・義務教育学校後期課程では74.2%であります。いじめの解消につきましては、いじめの被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間継続していることとしております。この相当の期間とは3か月を目安とされております。でありますので、いじめへの対応に当たっては、仲直りした、謝罪が済んだ、楽しそうに会話している姿が見られるようになったなど、表面的な、かつ安易な判断により、いじめが解消したことにはなりません。学校としては、これまで以上に、いじめに対する個別の見守りに取り組んでいくことが大切です。

3、これまでの取組についてです。本区では平成26年に「江東区いじめ防止基本方針」「健全育成総合対策～いじめの防止に向けて～」を策定し、平成30年3月に改定し、様々な対策を講じているところです。またリーフレット「いじめ対応マニュアル」を全校に配布し、いじめが起きたときの対応方法を示しております。また本区におきましては年に2回、本区の江東区いじめ問題対策連絡協議会を教育長はじめ、教育委員会事務局の部課長、学校、警察、人権擁護委員会、青少年委員会とスクールローヤー、関係機関の代表の方々に参加いただき開催しております。この会では、本区のおいじめの状況や各学校での取組を具体的にお話しし、各機関の方々からも御意見をいただきます。

いじめへの対応については、学校ごとの学校いじめ防止基本方針に基づく全教職員の確実な対応の徹底をさらに図っていくこと。そして、学校いじめ対策委員会の確実な実施と組織的な対応の充実を進めているところです。専用のシートを活用したPDCAサイクルによる評価改善を実施することにより、毎年、学校での取組の見直しを行っております。また各学校でいじめ防止に関する年間計画の下、いじめに関する授業を年間3回、いじめに関する教員研修を年間3回実施するとともに、毎年、DVD教材等を活用したSOSの出し方教育の実施をしております。さらに児童生徒主体のいじめ防止への取組を全校で実施しております。児童会や生徒会が中心となり、各学校、工夫を凝らしたいじめ防止への活動に取り組んでおります。

4、今後の対応についてです。今後も、全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を正しく理解し、いじめを確実に認知するなど、いじめ防止

において必ず取り組む18の項目の取組を徹底するよう、各校の校内研修や教育委員会主催の教員向けの諸研修において、東京都教育委員会が発行している「いじめ総合対策（第2次）」という冊子を用い、研修を行ってまいります。また児童生徒が主体となるいじめ未然防止の取組をさらに充実させるため、近隣の小学校と中学校が連携した取組を推進してまいります。万が一、いじめが発生した場合には、そのいじめが重大な事態に至る前に迅速に対応できるよう、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的対応を一層促進させるとともに、被害児童の心情に寄り添ったり、加害児童に適切な指導を行ったりするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家との連携を図った対応を推進してまいります。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑を願います。
本田委員。

本 田 委 員 不登校といじめと1件ずつお願いします。
不登校についての要因のところなんですけれども、項目の12番に生活リズムの乱れ、あそび、非行というのがあるんですが、もう一度詳しく、どういうことを指しているのかを教えてくださいたいです。
いじめについては、リーフレット「いじめ対応マニュアル」を全校に配布というのは存じておりますけれども、これを小まめに改定されているかということと、それから、それが活用されているのかどうかというのは把握されていますか。例えば全校での活動の中で活用されているのか、そういう実態は御存じでしょうか。
以上です。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 まず不登校の生活リズムの乱れ、あそび、非行ですけども、今までの項目であって、どこに該当するかというと、ほとんどが生活リズムの乱れに入るかなというふうに思います。具体的に言いますと昼夜逆転とか、夜遅くまで起きているところで朝起きられなくなるとか、そういった原因が挙げられております。あそびや非行というようなところの不登校というのは減少している状況です。

次に、いじめの対応マニュアルについては、改定は30年3月に改定して以来、改定はしておりません。

実態についてですが、実際に調査をかけたわけではないですけども、いじめ対策の連絡会において、この活用については呼びかけていますので、必要に応じて学校で活用されているというふうに認識しております。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいですか。
本田委員。

本 田 委 員 そうすると、不登校のほうの生活リズムの乱れについてなんですけど、昼夜逆転であるとか、夜遅くまで起きているという、それこそさっきのヤングケアラーの問題に関わってきて、本人の問題だけというよりは家庭の問題というふうになってくるんじゃないかなと思うんですけども、その区分けはどんなふうになるのでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 一番その状況を分かっているのは学校ですので、学校でその状況を聞き取ったり、現状を確認したりしながら、どちらに該当するのかというようなところを判断しております。判断した根拠としては、本人がゲームとか、そういったものに集中してしまって、遅くまでゲームをしていたために朝起きられなくなっているとか、そういったケースを指す場合には、こちらの生活リズムの乱れ、そして家庭に問題がある場合は、家庭の項目に入れております。

本 多 教 育 長 これは複合的な部分もあって、数を数えると、要するに2つ挙げている場合もあるということでしょう。

飯 塚 指 導 室 長 そうです。

本 多 教 育 長 だから要するに、本人の課題と家庭の問題と両方で答えている場合もあるということになります。

本 田 委 員 なるほど。はい、ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 幾つか、すみません。
令和3年度の状況報告ということで、先ほどのお話で、恐らく令和4年度になってから、去年のことを調査して報告したということになるのかなと思ったんですけど、それで認識は合っていますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯塚指導室長 令和3年度が終わってからの調査で、今、その結果をお伝えしていると。そういう状況でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。ということは、年度が変わっているということは、その前年の担任の先生がもういない可能性もあるわけで、これは誰がどうやって調査をしたんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 年度が変わってから新しい担任が調査をかけるのではなくて、昨年度の状況をもう記録してありますので、そこから不登校の人数であるとか、その原因であるとか、そういったところを改めて次年度に報告するというような形ですので、年度が変わってから改めて調査をするというようなことではございません。

本多教育長 もう少し丁寧に答えると、要するに先ほど指導室長が答えたように、本区としては、現在の不登校の数やその要因は調査して上げてもらっていて、蓄積されております。確かに令和4年度に実施された調査なんですけど、担任の先生が変わっても全部蓄積されたものがあるので、適切な回答はできますということと、国の調査が、前年度のものを、ここに来て全部まとめていくので、区を通して区の状況が都に上がって、それを都がまとめて都が国に出して、そこに時間がかかって、ここまできて昨年度のものが今出てきているという形になっていますので、要は回答もちゃんと蓄積はしていますということと、ちょっと遅いのは、そういったものが今になってまとまったからですということになっているということです。

安部委員 区としては、もっと前に把握はしているよということですね。

本多教育長 要するに、区としては常に把握しているので、この子は今どうなっているの？ 欠席が増えてきているけど大丈夫？ というのはずっと見てきていて、対応もしてきているということです。

安部委員 ありがとうございます。

それで、ほかになんですけど、先ほどの不登校の定義だけでも30日以上というのも連続した30日だけとは限らず、ぽつんぽつんとか、いろいろなものを考えると、とっても難しいと思うんですよね。これを不

登校とみなす、みなさないというのは。週に1回2回ずつ休んでも、年度の終わりには30日を超えちゃうんですよ。そういう御判断もある中で、これは一旦、定義として記載していただいているので理解したんですが、この復帰率の復帰というのは今度はどういう定義なのか、教えていただけますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 復帰率は、そこにも書きましたとおり、指導の結果、登校する、またはできるようになった児童生徒の割合でありまして、毎日連続して登校できなくても、一回、不登校の状態から、ある程度の時間、登校できるようになったとか、または完全に学校に復帰できたとか、そういった状況を示しております。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 不登校の定義は一応30日以上と定量的なものがあるじゃないですか。今のお話ですと、復帰については定量的な判断をできにくいということですか。特に何日以上とかがないということになりますか。学校の判断で復帰したとみなすということですか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 最終的に学校の判断ということになりますが、先ほど委員が御指摘したような来たり来なかったりというようなところは、この復帰率には含まれていないというふうに認識しております。

本 多 教 育 長 かなり、この学校復帰率ということについてはちょっとハードルが高い数の数え方にはなっています。

安 部 委 員 なるほど。そうなんですね。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけども、この不登校の数というのは重複があり得るのかということですね。例えば入ってすぐにずっと休んじゃって不登校とみなされて、夏休み前に復帰したんだけど、また夏休みが終わって学校が始まったら、いろいろいじめをされて、また休んじゃった場合は2にカウントされますかということと、ブリッジスクールへの復

帰というのは復帰でしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 今のような複合的な考え方も、一回復帰して、またいじめとか、そういったことで不登校になった場合は、いじめのほうを取るか、または主の原因が最初の不登校の原因と取るかは、やっぱり学校の判断になるというふうに認識しております。

また復帰率については、学校復帰を表しているので、ブリッジスクールに通えるようになったというところは含まれておりません。

本 多 教 育 長 不登校数は、こどもによって1カウントです。要するに不登校になって復帰した、でも、もう一回不登校になったとしても、ここでもう既に不登校になっているので、カウント1は変わらない。ただ、いじめのことは、調査のほうでは挙がって対応していくということで、不登校のカウントとしては変わらないです。

よろしいでしょうか。

安部委員。

安 部 委 員 すみません、何度も。

先ほどの取組の中でもいただいたんですが、多様性が叫ばれているよということで、その取組で、児童が意思を持って学校に来ない。つまり心身とも別に問題があるわけじゃなくて、例えばやりたいことが見つかって、それが別に学校に行くことが目的ではなくて別のやりたいことが見つかって、学校に来ないみたいな子は不登校ですか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 そうですね。その他の理由として不登校に該当する場合もあると思います。しかし、やりたいことが見つかったから登校しないというのがどちらに入るのかは、その他にも要因がある場合もあるので、ちょっと難しいところかなというふうには思います。

本 多 教 育 長 カウントとしては原則は不登校と。

安 部 委 員 ということですね。分かりました。

じゃ、最後に。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、何度も。

一番確認したかったことなんですが、いじめと不登校の関係なんですけれども、いじめが小学校で3,500件以上あるわけですよね。中学校でも300件以上あると。ですが、不登校の原因がいじめというものは、例えば小学校は3,567件もいじめがあるのに、いじめが理由での不登校は3人しかいないということになるんですか、これは。中学校は333件もあるのに、それで不登校になった子が1人しかいないと。そういうことになるのかなと思ったんですけど、これはこの表の見方が間違っているんであれば教えてほしいなと思います。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 いじめの認知件数、あと、いじめが原因で不登校になったというところ、この数値としては正しい数値でございます。いじめによって不登校になる。それは以前お伝えしましたが、そうすると、相当の期間、学校を欠席しているということで、いじめの重大事態に当たりますので、重大事態の案件と一致しております。

以上です。

本 多 教 育 長 要するに、ここのいじめが原因で不登校になった子はみんな、重大事態として教育委員会に報告している案件になりますということです。

安部委員。

安 部 委 員 ちょっと確認です。ありがとうございます。

ということは、いじめで30日以上休むような事態はほとんどないということでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 いじめが原因で不登校になったというのは限られて、昨年度に関しては小学校が3件、中学校が1件と、とても少なくなっております。

安 部 委 員 比率的にはものすごく低いということですね。

分かりました。ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、かなり各委員から熱心に聞いていただいたところですが、いじめ、不登校の問題、コロナ禍での影響というのがやはりあるだろうというふうに私どもは認識しているところもあります。現状、様々な報告もありましたけれども、既に現在の不登校の定義で不登校数をカウ

トしていることと、学校復帰率で物事を見ていること自体が、既に子どもたちの現状、学校の現状、社会の現状と少しそぐわないところがあるかと。それで、先ほどの今後の対応の中に報告がありましたけど、教育委員会としては、ブリッジスクールの多様化、その中で、子どもたちが行きたくなるようなブリッジスクールをしっかりと作っていくべきだろうということで、今、子どもたちが主体的に活動できるようなプログラムを入れていったりとか、今までは初期のブリッジスクールというのは学習補充だったんですけど、そうじゃなくて、子どもたちが主体的に活動できるもの、まさに先ほどの、やりたいものが見つかったからとありましたけども、そういったものが見つけれられるようなブリッジスクールも作っていこうということ。さらにもっと言うと、学校自体がそういった多様性を受け入れるところになっていかなければいけないということなので、そういった部分では、学校もブリッジスクールもそうですけども、変わっていかなければいけないですし、不登校の子どもたちの考え方とその子たちをどう支えていくかということも多様に考えていかなければいけないというところで、僕は大きな転換点に来ていると思いますし、その充実に向けて教育委員会は力を入れていかなければいけないだろうというふうに思っているところであります。不登校の出現率が、小学校が1を超えたということと中学校は5を超えたというのは僕は重く受け止めるべきだろうというふうに思っていますので、そこをしっかりと捉えてまいります。

いじめについては、認知件数の問題はずっと今までも言ってきたところではありますけれども、このコロナで、それからオンラインとかネットが進んできている中で見えにくいいじめというのも非常に出てきているところもあるので、そこをしっかりと見ていかなければいけないだろうというところもあります。そうなってくると、先生たちや大人たちだけでなかなか目が行き届かないところもあるので、今、生徒たちが主体的に、自分たちでいじめを撲滅する、いじめをなくしていく活動というのが一番重要になってきているところですので、その取組をさらに一歩進めていくところが必要かなというふうに思っていますので、先ほど室長のほうからも報告ありましたけれども、取組を一層強化してもらいたいと思っていますし、そうしていきたいというふうに考えております。

以上で本報告を終了いたします。

続いて報告事項6 令和4年度江東きつずクラブ保護者アンケート実施結果についてを説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 報告事項6 令和4年度江東きつずクラブ保護者アンケート実施結果について御説明させていただきます。お手数ですが、資料6を御覧願

います。

江東きつずクラブでは、毎年、登録児童の保護者を対象に江東きつずクラブに関するアンケート調査を実施しております。このたび、その調査結果がまとまりましたので、御報告をいたすものでございます。

1の調査概要についてでございますが、対象者につきましては、学校内・学校外の全64クラブにおけるA登録及びB登録の全ての児童の保護者となっております。調査期間につきましては、令和4年8月5日から9月9日までの期間で、昨年度に引き続きましてウェブによるアンケート実施といたしました。アンケートの配布・回収の状況についてでございますが、8,364通の配布に対し3,544通を回収しております、率といたしまして42.3%の回収率になってございます。

2番目の回答の傾向についてでございます。まずA登録の結果でございます。利用頻度につきましては週1日利用が32.1%に對しまして、週5日、つまり毎日利用する児童は20.3%でございました。利用時間につきましては、ほとんどの利用者が17時までで御自宅に帰宅しております、延長利用の児童が1割にも満たない状況にございます。また9割近くの児童がクラブを楽しいと回答しております、その理由としては、友達と遊べるという項目が最も多い理由となっております。自由意見といたしましては、外遊びや体育館で体を動かす機会を増やしてほしい。イベントの充実をしてほしい。こども同士の交流の機会を増やしてほしいなどの意見や要望があったところでございます。

一方、B登録につきましては、保護者の就労が要件となっていることもございまして、週5日の利用者が約7割となっております。利用時間では、昨年度は18時までの利用者が42.1%と最も多くなっておりましたが、今年度は17時までの利用者が40.6%となっております、多少変化が見られるといった状況でございます。児童の感想といたしましては、A登録と同様に居心地のよさを感じており、楽しいと回答された方が約9割を占めております、自由意見では、B登録の定員拡大や、夏休み期間中のお弁当づくりの負担軽減のため、仕出し弁当の提供を求めるもの、さらには宿題や学習に関する要望・不満などの意見があったところでございます。

3番目の区の対応につきましては、こういったものを受けまして、A登録の活動スペースやB登録の定員の拡大についてはハード面の整備も伴いまして早急な対応は難しいと考えておりますが、学校の増改築、大規模改修などの契機を捉えまして、施設の有効活用につなげていくとともに、教室のシェアリング等による放課後の教室のさらなる提供を依頼してまいります。また夏休み期間中などの仕出し弁当の提供につきましては、衛生面やアレルギー対応等、様々な課題も残ることから、今後、弁当事業者のサービス内容や工夫の余地などとともに、ほかの自治体でやっているところが何か所あるみたいですので、そういったところの動

向も注視してまいりたいと考えてございます。

4 番目につきまして、実施結果の概要一覧になってございますが、こちらのほうはA登録、B登録の対比で御覧いただけるように表としてまとめてございます。

また別紙につけてございます参考につきましては、アンケート結果のものをつけてございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。説明のほうは以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑を願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。ちょっと確認です。
参考2、事前に見ているので、こちらも質問させてください。
回収率が42.3%ということで低いのではないかなと思うんですけども、こちらにはA登録とB登録のそれぞれの比率は特に見受けられなかったんですけど、今、把握されていますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 手元にAとBの回収率については手元にないもので、申し訳ございません。基本的にはBのほうの回収率のほうが高いと存じ上げてございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。ちょっとびっくりしました。Bはあれですね。保護者が就労している家庭が多いほうの回答率が多いということですか。

笠間地域教育課長 はい。

安 部 委 員 そうなんですね。勉強になりました。
それで、区の対応というところの一つに検討いただきたいんですが、この参考資料を見ると、学校ごとに若干回収率に振れ幅があるような気がするんです。50%を大体下回っておりますが、20%台のところは1校、30%前後のところは8校ぐらいあるんですよ。そういう点では、回答率28.1%とかで声が反映されているのかなという気がするのですが、このきつずクラブの皆さんが保護者と、もう少し、何て言うんでしょう、ふだんのコミュニケーションをもっと取れていれば、アンケートとかにも御回答いただけるように促すことができるのではないかなと思って、

その辺も影響しているんじゃないかなとちょっと勝手に感じました。その調査は難しいかもしれないんですけど、少なくとも声を反映するためには、アンケートでまずお声をいただかないと反映にあまり意味を感じないんですね。ですので、そちらも施策として何か御検討いただけないかなと感じています。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 貴重な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

実は令和3年度からウェブ方式になりまして、それ以前、令和2年度までは手渡し方式でございました。その際には回収率54.9%と、今より10ポイントぐらい高い状況でございました。昨年度からウェブ方式にしたのは、やはりコロナ禍において、なかなか対面で会えないと。そういう状況がございました。その関係でウェブ方式にしまして、今年度もウェブ方式でということで考えたんですが、実際返ってきた回収率を見ますと、やはり10ポイントも下回っているということもありまして、その辺、周知に次年度は努めてまいりたいと考えてございます。

ありがとうございます。

本 多 教 育 長 配布するときに、Aの子、Bの子と先ほど回収率がありましたけど、固定的にたくさんちゃんと来ているBの子たちのほうが、しっかり渡せて、しっかりお願いができるんですよ。Aの子たちは来ない日が結構多い子の中にはいるので、そこができないと。その差があるので、先ほど安部委員が不思議に思われたのは、忙しい保護者だから答えにくいんじゃないかと思われたと思うんですが、そうではなくて、こどもに対する周知がBのほうがしっかりできるということが実はある。要するにAは、登録はしていても実際に来ている子たちも少なく、利用する回数も少ないので、回収のお願いとかなんか、そんなこととかがうまく伝わらないというのもあるかもしれないし、保護者の意識として、Bのほうがしっかり預けているという意識が高いという部分があるだろうと。これは事務局の捉え方かなと思います。

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。

協議事項1 令和5年度学校用務業務の委託実施校についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 それでは協議事項1 令和5年度学校用務業務の委託実施校についてを御説明いたします。資料7をお願いいたします。

す。給食中の会話については、地域、学校、学級の感染状況を踏まえ、できるだけ会話を控えることとしております。

次に患者等発生時対応編についてです。16ページを御覧ください。

陽性者、濃厚接触者が発生したときの対応を国や都の対応を踏まえて整理しております。学校業務の基本的な内容を記していますが、感染状況や流行株の特性等により、状況が変わった場合はその都度、臨時的対応を取ることであります。

以上が今回の主な改定部分となります。御協議のほどよろしく願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑を願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明をありがとうございました。

今、ホームページに公開されているガイドラインが26ページもありまして、今回、18ページということで、すごく思い切った判断をしてくださって感謝しています。ありがとうございます。

2点ほど、学校の教職員の先生方については、健康管理というのはあるんですけども、先生方もマスクに対してちょっと抵抗があったりとか、いろいろな方がいらっしゃると思うので、これから難しくなっていく中で心のケアみたいなことというのはあまり触れていないように感じたんですけども、その辺は御検討されているのかなとか、別で考えているのかなとかをちょっと教えてほしいということと、オンライン学習のところに図解が出ていまして、こちらは今のガイドライン、ホームページに出ているガイドラインですと、ちゃんと参考として引用されているんですね。「都立高校の新しい日常の定着に向けて（バージョン4.1）」の何ページみたいなものが載っているので、引用については、区独自で作ったわけではなければ、なるべくつけるべきなのかなとちょっと感じました。

以上です。

本 多 教 育 長 2点ありましたが、1点目について。
庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 先生の健康管理という点でございます。こちらはマスクの着脱とかに関わらず、学校衛生委員会ですとか、産業医とかというところがありまして、そういったところで産業医に相談できる体制とかは整えておりますので、健康全般、例えば長時間残業とか、そういうところもありますので、そういった点につきましては、この産業医等々を活用しながら、教員の先生方の健康については観察をしてまいりたいと考えてございま

す。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 引用部分については確認して、きちんと載せたいと思います。

本 多 教 育 長 抜けてしまったんだと思います。

安 部 委 員 なるほど。

本 多 教 育 長 確認して、追加をお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、安部委員からもありましたけれども、今回の改定は、一番最初にガイドラインを作ったときと状況が随分違うと思うんです。一番最初にガイドラインを作ったときは、誰しもが不安の中で、何に基づいてどうしたらいいか分からないので、基準を作って、これを守りながらやりましょうという部分が一番最初だったと思うんですけど、今回は、大事なことはしっかりやっていくために、安心してやっていいですよという部分の意味合いがすごく大きいものにガイドラインはなっているだろうというふうに思います。こどもたちの活動だったり、学びを保障するために先生たちに自信を持ってやってもらうということがあります。

特に今、マスコミでも話題になっている黙食のこととか、学校給食のことが出ていますが、基本的に本区の場合、黙食を求めているわけで全くないですし、これぐらいのことでは大丈夫だよという言い方をしているところもあります。現在、各学校でも工夫しながらやっていて、委員の方々も各学校に行って見られていると思いますけど、こどもたちは工夫して、伸び伸びといろいろなことをやっていますね。給食も自分たちで楽しい放送を流しながら給食を楽しんでいたりとかあります。どうも報道の仕方だと、黙食イコール、しーんとして一言もしゃべれないという報道がありますが、そうではなくて、こどもたちに楽しみ方を工夫してやっているところもあるので、僕らが、また学校の先生方が安心して進められるような形でのガイドラインの改定というのが今回大きかったのかなというふうに考えております。今いただいた御意見も併せて、この後の改定には反映させたいと思います。

お諮りいたします。

現在、いただいた御意見も反映して改定はしていきたいと思いますが、本案について承認することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議はありませんので、これを承認いたします。

ここからは議事進行上の関係から順序を変更し、進行させていただき

ます。

本日は追加議事案件がございます。追加日程第1 議案第32号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び追加日程第2 議案第33号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則は互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第32号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第33号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和4年11月22日 提出者 江東教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及び第29条の規定に基づき本案を提出します。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 それでは議案第32号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第33号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について一括して御説明をいたします。

今般御審議いただきます条例及び規則につきましては、10月の本委員会で御説明をいたしました特別区人事委員会勧告の実施内容について特別区長会と職員団体の労使合意が整いましたので、勧告どおりに実施するための条例・規則の改正となります。

まず条例でございます。資料11をお願いいたします。

改正内容でございますが、まず月例給につきましては、公民較差を解消するための給料月額を引き上げるため、別表1に定める給料表を改定するというものでございます。

次に特別給でございます。こちらは勧告どおり、年間支給月数を0.1月引き上げるもので、まず①につきましては、令和4年度の勤勉手当の支給について12月期の勤勉手当で調整する必要がありますので、令和4年12月期の勤勉手当について、管理職以外の一般職員の支給月数を定年前職員は1.125月分、再任用職員は0.55月分とし、管理職員の支給月数を定年前職員は1.325月分、再任用職員については0.65月分とするものでございます。

また②につきましては、こちらは令和5年度以降の取扱いについてでございます。勧告にありましたとおり、令和5年度以降につきましては、

3月期に期末手当を支給してありますが、こちらを廃止するということになってございますので、それに合わせて6月期、12月期の支給月数を定めるというものでございます。

施行期日につきましては公布の日からといたしまして、月例給につきましては、令和4年4月1日の比較で公民較差をやっておりますので、4月1日に遡って適用するという形でございます。また特別給に係る令和5年度以降の取扱いについては令和5年4月1日より施行いたします。

次に規則についてでございます。資料12を御覧ください。

こちらにつきましては、条例を受けて、本年12月期の勤勉手当の支給月数を定めるための改正でございます。先ほど御説明いたしました条例の支給月数におきましては条例で上限を定めるという規定になってございまして、具体的に規則で定めるとされてございます。改正内容に記載のとおり、条例改正で御説明したとおり、支給月数を改正するものとなっております。

その他に記載のとおり、本改正につきましては、条例可決及び特別区人事委員会の承認を前提とするものでございます。なお、条例のところでは御説明しました令和5年度以降の勤勉手当に係る部分の規則改正につきましては、本定例会ではなく、本年度中に再度、規則の改正を委員会で諮るという予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いをいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑を願います。よろしいでしょうか。
では、お諮りいたします。

追加日程第1及び追加日程第2について原案のとおり決定することに御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議はありませんので、これを決定いたします。
それでは、ここで協議事項に戻ります。

協議事項3 ブリッジスクール東大島教室の移転について及び協議事項4 図書サービスコーナーの整備については、区議会の審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、協議事項3及び協議事項4は秘密会といたします。

傍聴人はいませんので、このまま進めてまいります。

それでは協議事項3 ブリッジスクール東大島教室の移転についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長 それでは、ブリッジスクール東大島教室の移転について御報告いたします。資料9を御覧ください。

本区においては不登校児童生徒の対応は喫緊の課題となっております。不登校児童・生徒数の増加に伴い、区内に3か所設置しているブリッジスクールの登録者数も増加傾向にあります。そのような中、現在のブリッジスクール東大島教室ですが、学習室が狭隘なほか、個別相談を行う相談室がありません。また学習スペース及びプライバシーの確保という点で課題となっております。また屋外内での活動スペースがないため、通室する児童生徒が運動や体験活動を行う場が確保できず、不登校児童生徒の学び、社会参加支援を十分に行うことが困難な状況にあります。これらの問題解決を図るため、このたび、ブリッジスクール東大島教室の移転・拡張を目指す運びとなりました。

次に移転先です。2にありますように江東区大島8丁目にございます江東区立もみじ幼稚園跡地への移転を想定し、財産所有者である東京都に対し、使用目的変更を申請することとなっております。

最後に今後のスケジュールについてです。想定としては、令和4年12月に東京都への使用目的変更申請を行い、令和5年5月末に、現在の場所から引っ越しを行い移転、6月からの運営開始を想定しております。

説明は以上です。御協議のほどよろしくお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑を願います。
安部委員。

安部委員 説明をありがとうございます。
現在の東大島教室にはどのぐらいのこどもたちが通われている感じなのかということと、この移転によって、距離感といいますか、こどもがどのぐらいかかっちゃうよという、当然お伝えすることになると思うんですけど、どういうふうな感じか教えていただければと思います。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 現在、東大島教室に通っている児童生徒は40名です。
あと周知については、まず、この教育委員会で御説明した後、また議会への報告、そして地域への報告、その後に通う児童生徒等については周知を図りたいというふうに考えております。

以上です。

本 多 教 育 長 東大島教室に通っていた子たちが、ここに行くことでの移動の負担はどうですか。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 若干、駅から遠くなるというところはありませんけれども、十分通える圏内かなというふうに考えております。

以上です。

本 多 教 育 長 安倍委員。

安 部 委 員 何か定量的に欲しかったなというのはあるんですけど、難しそうなので、住所を見たりします。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 これでもし申請が通って、移転・運営開始となったときに、元の東大島教室は何に使う予定なんですか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 東大島のほうにつきましては、基本的には教育で使うという形は想定してございません。なので、この後、区のほうの利活用の中で検討がされるものというふうに考えております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 はい。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 使用に当たって内装外装の工事などはないんでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 基本的には現在の施設をうまく活用するというような形ですが、ただ、端末を活用できるようにW i - F i の設備であるとか、簡単な改修は行います。

本 多 教 育 長 すぐに使えるということを大事にということで、大規模改善・改修とかというと、またいろいろ計画を練ってとか、また予算化してとかとい

うこともあるので、こどもたちの支援ということをまず第一に、なるべく既存の施設をうまく使いながら、備品とか消耗品とか、カバーできるところはカバーしてやっていくという形で進めます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

本案について承認することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議はありませんので、これを承認いたします。

続いて協議事項4 図書サービスコーナーの整備についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 それでは資料10、図書サービスコーナーの整備についてを御覧ください。

まず1の経緯ですが、有明スポーツセンターレストラン跡地の利活用について、庁内組織である長期計画推進委員会において検討を行った結果、図書サービスコーナーを整備する方針が確認されたところでございます。

2の対象跡地ですが、記載のとおりでございまして、最下段、対象面積については、有明スポーツセンター体育館棟7階のレストラン跡地の一部を利用して整備を予定しております。

3の利用概要でございます。図書サービスコーナーは、図書館資料を所蔵せず、予約した資料の貸出や返却等のサービスを主とした窓口です。南部地域の図書館整備としては、豊洲図書館を豊洲シビックセンターへの移転に合わせて収蔵能力及び面積の増を図りましたが、当初の想定を超える需要が生じていることから、対象跡地の一部を活用して、閲覧席等を備えた図書サービスコーナーを設置するものでございます。

4、今後のスケジュールでございます。令和5年度に設計・工事を行いまして、開設時期につきましては現在調整中でございます。なお、本教育委員会で図書サービスコーナーの整備について御承認いただけたら、その後、第4回区議会定例会の企画総務委員会において、レストラン跡地の利活用方針について御協議をいただき、御了承の上で整備に向けた準備を行っていく考えです。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑を願います。よろしいでしょうか。

安部委員。

安 部 委 員 確認です。個人的には素晴らしいことだと思っていたんですけど、利用としてシビックセンターのほうの需要が増えているので、こっちも使

ってもらおうという理由だとは思ってなかったもので、僕だったら、わざわざ有明スポーツセンターにシビックセンターに行く人が行くかなという気はしたんですけれども、これはそういう想定という記載ですよ。単に有明スポーツセンターに来ていただいた方々が、ここを利用してもらって、それで十分、僕は活用できるのではないかというふうに思っていました。実際、想定を超える需要は何らか定量的なものがありますか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 豊洲図書館の来館者数と貸出数なんですけれども、豊洲図書館ですと、コロナ禍直前の令和元年度の来館者数が54万人となっておりまして、区内の図書館の平均が29万人程度ということなので、約倍くらいというところが来館者数の状況でございます。

また貸出数につきましても、豊洲図書館が、令和元年度の貸出数が84万だったところなんです、区内の平均は46万というところになりまして、やはり豊洲図書館が突出して利用が多いというところなんです。これはコロナ禍で少し数字は落ちておりますが、傾向としては同様となっております。

以上となります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安倍委員から豊洲図書館の利用者がすごく増えてきたからということとはちょっと想定しなかったという話がありましたけど、豊洲図書館に行っているその近くの方という考え方もありますけど、そうではなくて、例えば有明地区にお住まいで、豊洲図書館から遠いなと思って豊洲図書館を使っている方々にとっては、こちらを使っていただくことでというような考え方で、それによって結果として、豊洲図書館のパンク状態を少し減らしていくということなので、そういった見方、要するに有明スポーツセンターの目の前にもマンションがありますし、近隣にもあるので、こちらの方々がこちらを使っていれば、より便利になるのではないかという区民目線の考え方というふうに捉えていただければいいかなと思います。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

本案について承認することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議はありませんので、これを承認いたします。

なお秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることになっておりますが、区議会の審議終了後公開することといたしたいと存じます。

それでは以上をもちまして、令和4年第5回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。